

議案第 56 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部  
改正について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 18 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部  
を改正する条例

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第  
13 号）の一部を次のように改正する。

第 44 条の 2 第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門  
職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大  
学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正を踏まえ、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。